



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F

TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp

発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所



LINE、Instagram
登録はこちらから▲

<代表 庄司 茂 より一言>



東京商工リサーチによると、2022年の全国の企業倒産件数（負債総額 1,000万円以上）は6,428件（前年比6.6%増）で、2019年以来、3年ぶりに前年を上回りました。負債総額は2兆3,314億4,300万円（同102.6%増）と、前年（1兆1,507億300万円）の約2倍増となり5年ぶりに前年を上回りました。最も負債額が多い倒産は、6月に簡易再生手続をしたマレリホールディングス（株）で、全体の48.5%（1兆1,330億円）、負債額が1億円未満の倒産は4,661件で、全体の72.5%を占めました。産業別では、飲食業等の「サービス業他」が2,075件（前年比3.3%増）で最も多く、2年ぶりに前年を上回りました。このほかに、建設業、製造業、情報通信業、農・林・漁・鉱業、卸売業、運輸業が前年を上回り、特に運輸業は、燃料の高騰や人手不足の影響等により324件（同35.5%増）で、7年ぶりに300件を超えました。新型コロナウイルス関連の倒産件数（負債1,000万円以上）は、2,290件（同36.7%増）でした。また、2月8日時点での新型コロナウイルス関連の経営破綻件数はすでに100件を超え、2020年からの累計で5,197件に達しました。来店客の減少、休業要請などで打撃を受けた飲食業が最多で821件、工事計画の見直しなどの影響を受けた建設業が602件、アパレル関連、飲食料品卸売業、宿泊業などが上位を占めています。昨年はコロナ融資の返済が本格化し、さらに円安・物価高が重なりました。今の状況では倒産件数は増えることが懸念されます。

昨年の実質賃金0.9%減～毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報

◆現金給与総額と実質賃金

現金給与総額は前年比2.1%増の326,157円となり、平成3年以来31年ぶりの伸び幅となりました。一方、物価の変動を反映した実質賃金は前年比0.9%減少と、2年ぶりのマイナスとなりました。

現金給与総額（名目賃金）は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に2.1%増加しましたが、賃金の実質水準を算出する指標となる物価（持ち家の家賃換算分を除く総合指数）が3.0%の上昇となったため、実質賃金はマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5.0%増となりました。賞与を含む特別に支払われた給与は5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど給与は増加傾向であるものの、物価の上昇に賃金が追いついていない状況」としています。

◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間（就業形態計）は、昨年比0.1%増の136.2時間でした。そのうち所定内労働時間は0.3%減の126.1時間、所定外労働時間は4.6%増

の10.1時間となりました。

◆雇用者数

常用雇用（就業形態計）は昨年比0.9%増の51,342千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は0.5%増の35,130千人、パートタイム労働者は1.9%増の16,212千人でした。

カスタラの放置は企業の責任を問われます

昨年12月に公表された連合の調査結果によると、カスタマー・ハラスメントで一番多いのは「暴言」（55.3%）、次いで「説教など、権威的な態度」（46.7%）だそうです（「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」）。この調査は、18歳～65歳の被雇用者・フリーランスで、直近3年間で自身もしくは同じ職場の人がカスタマー・ハラスメントを受けたことがある人1,000名に質問を行ったものです。

◆カスタラは増えている

人手不足によるサービスの低下・低下やコロナ禍を背景に、カスタマー・ハラスメントの発生件数が増えています。直近5年間で「発生件数が増えた」との回答が36.9%あったそうです。

カスタラが発生したきっかけとして、勘違いや嫌がらせ、商品・サービスへの不満もありますが、「制度上の不備」との回答が16.3%あったそうです。制度上の不備とは、「不備な制度の放置」でもありますので、会社の

責任という面が強いと思われま

◆カスハラ放置の影響

どのようなきっかけのカスハラでも、それを放置していると会社の安全配慮義務違反を問われることにつながります。会社は、従業員の心身の安全を守る必要がありますが、この調査によると、カスハラ対応マニュアルの作成や研修を行っている会社は半数以下のようです。

カスハラにより、従業員のストレスが高まり心身に不調が発生し業務が行えなくなる、満足な対応が行えない会社の状況を見た他の従業員が辞めてしまう、そうした情報が広まり人材の採用ができない、といった悪循環が生まれます。

カスハラを放置しない、発生した場合のサポートを行うことについて、現場任せにせず、カスハラを容認しない方針を会社として対外的に発表する、社内規則を整備する、マニュアルを整備するといった対策について、会社は十分に検討して実施する必要があります。

3月からの協会けんぽの保険料率と 4月からの雇用保険料率

◆令和5年3月分からの健康保険料

令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては同年4月分）の都道府県単位ごとの保険料率が全国健康保険協会のホームページに公表されました。兵庫県は10.17%（令和4年度10.13%）、大阪府は10.29%（令和4年度10.22%）になります。

なお、40歳から64歳までの方に加算される介護保険料率は、1.64%から1.82%に変更になります。

◆雇用保険料率

○一般の事業の雇用保険料率

労働者負担と事業主負担あわせて15.5/1,000となります（令和5年3月までは13.5/1,000）。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに5/1,000から6/1,000に上がりました。事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率については、変更はなく、3.5/1,000です。

○農林水産・清酒製造の事業、建設の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて17.5/1,000となります（令和5年3月までは15.5/1,000）。

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて18.5/

1,000となります（令和5年3月までは16.5/1,000）。失業等給付等の保険料率が、一般の事業と同じく、労働者負担・事業主負担ともに上がりました（6/1,000から7/1,000に変更）。雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）に変更はありません（農林水産3.5/1,000、建設4.5/1,000）。

4月以降の給与計算では雇用保険料率の変更に注意しましょう。

■ 月60時間超の時間外労働対応 就業規則改訂サポートのご案内

4月より中小企業も60時間超の時間外労働に対して50%以上の割増賃金を支給する必要があります。賃金の計算方法が変わるため就業規則を改定しなければなりません。また割増賃金の支払いに代えて代替休暇を付与することも可能ですが、労使協定を締結する必要があります。

賃金規程 部分改定・届出 2万円（顧問先様1万円）
労使協定書作成 2万円（顧問先様1万円）

■ YouTubeチャンネルからのお知らせ

公開動画：副業・兼業の時間管理

時間外労働や労災を考えると、自社だけでなく副業・兼業先の労働時間も考慮する必要があります。複数の勤務先での労働時間の考え方についてわかりやすく解説していますので、ぜひ動画をご覧ください。



<事務所からのご案内>

■ 残業時間削減ミニセミナー

労働者の意識や社会情勢から見て、仕事と家庭の調和や人件費・光熱費の減少につながる残業時間の削減は、会社にとって最優先の課題の1つです。取り組みやすいポイントに絞って削減方法を解説します。希望の参加者には就業規則無料診断もいたしますのでぜひお申込ください

日時：3月16日（木）

15:00～16:30（受付14:45より）

場所：弊社 神戸事務所にて

神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F

受講料：4,000円（当事務所顧問先様 無料）